



平成 19 年 5 月 17 日

各 位

東京都品川区南大井六丁目 25 番 3 号
日本通信株式会社
代表取締役社長 三田 聖二
(コード番号：9424)
問合せ先 常務取締役 CFO 福田 尚久
電話 03-5767-9100 (代表)

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

日本通信株式会社（以下、「当社」という）は、平成 19 年 5 月 17 日開催の定時取締役会において、当社ならびに当社子会社の取締役、監査役および従業員のインセンティブとして、会社法第 238 条および第 240 条の規定に基づき、下記の通りストックオプションとして新株予約権の発行を決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当該ストックオプション（新株予約権）は、取締役、監査役および従業員の中長期にわたるインセンティブとするため、付与された個数について段階的に行使が可能となり、被付与数の全てが行使可能となるためには 4 年間を要するものとしています。

記

- (1) 当該新株予約権の目的である株式の種類および数
種類：当社普通株式
数： 2,500 株を上限とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法は、1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、当該新株予約権の発行日の前日（取引が成立していない日を除く）における大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社株式普通取引の終値（気配表示を含む）とする。

なお、当該新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算

式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (3) 当該新株予約権を行使することができる期間
発行日から平成 29 年 8 月 3 日まで
(行使請求期間の最終日が金融機関休業日に当たるときは、その直前の金融機関営業日が最終日となる)
- (4) 当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (5) 譲渡による当該新株予約権の取得については、当社の承認を要する。
- (6) 新株予約権の取得事由および条件
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 新株予約権者が、新株予約権の行使の条件により新株予約権の全部または一部を行使できないときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (7) 相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、株主総会決議および本取締役会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによる。なお、当該契約の内容については取締役会の一任を受け、代表取締役が決定する。
- (8) 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
- (9) 新株予約権の数の上限
2,500 個を上限とする。
(新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数 1 株)
- (10) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
- (11) 新株予約権を割り当てる日

平成 19 年 8 月 3 日（金）

(12) 新株予約権の割当先

当社ならびに当社子会社の取締役、監査役および従業員

(注) なお、本議案に基づく新株予約権の発行のうち、当社の取締役および監査役を対象とするものについては、平成 19 年 6 月 26 日開催予定の当社第 11 回定時株主総会決議による承認を条件とします。

以上

■日本通信株式会社 会社概要

社名： 日本通信株式会社（大証ヘラクレス市場：9424）

代表者： 三田 聖二（代表取締役社長）

資本金： 2,273 百万円（2007 年 4 月 30 日現在）

設立： 1996 年 5 月 24 日

事業内容： ●日本初の MVNO（Mobile Virtual Network Operator=仮想移動体通信事業者）
●「インフィニティ・ケア」をサービスコンセプトにした End to End のワイヤレス・データ通信サービスを法人向けに提供
●「どこでもインターネット通信電池」をコンセプトにしたワイヤレス・インターネット接続商品をコンシューマ向けに提供
●ユビキタス社会を実現する「通信電池」を OEM で提供、また、新しい通信サービスを各企業と共同で開発

※ b-mobile、InfinityCare 及び通信電池は日本通信株式会社の登録商標です。文中の社名、商品名は、各社の商標または登録商標です。